

議案第45号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年6月7日提出

宇治市長 山本 正

宇治市条例第 号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年宇治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

を

に、

を

]

(18) 用途地域における建築等許可申請手数料	1 8 0 , 0 0 0 円
-------------------------	-----------------

用途地域における建築等特例許可申請手数料	利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要しない場合	1 2 0 , 0 0 0 円
	利害関係者の意見の聴取を要し、かつ、建築審査会の同意の取得を要しない場合	1 6 0 , 0 0 0 円
	利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要する場合	1 8 0 , 0 0 0 円

の 2 建築物等を移転する場合の建築基準法令の規定の適用除外に係る認定申請手数料	2 7 , 0 0 0 円
既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定申請手数料	2 7 , 0 0 0 円
既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更認定申請手数料	2 7 , 0 0 0 円

に改

13 建築物等を移転する場合の建築基準法令の規定の適用除外に係る認定申請手数料		27,000円
44 既存の1の建築物について2以上の工事を分けて増築等を行なう場合の制限の緩和に係る全体計画の認定申請手数料	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 床面積の合計が30平方メートルを超えて100平 方メートル以内のもの 床面積の合計が100平方メートルを超えて200 平方メートル以内のもの 床面積の合計が200平方メートルを超えて500 平方メートル以内のもの 床面積の合計が500平方メートルを超えて1,0 00平方メートル以内のもの 床面積の合計が1,000平方メートルを超えて2 ,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が2,000平方メートルを超えて5 ,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が5,000平方メートルを超えて1 ,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が10,000平方メートルを超えて	9,000円 31,000円 38,000円 60,000円 154,000円 210,000円 370,000円 499,000円 663,000円

	50,000 平方メートル以内のもの 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	1,082,000 円
(45)	既存の 1 の 建築物について 2 以上の工 事に分けて増 築等を含む工 事を行う場合 の制限の緩和 に係る全体計 画の変更認定 申請手数料	9,000 円 31,000 円 38,000 円 60,000 円 154,000 円 210,000 円 370,000 円 499,000 円 663,000 円
	床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの 床面積の合計が 30 平方メートルを超える 100 平 方メートル以内のもの	9,000 円 31,000 円
	床面積の合計が 100 平方メートルを超える 200 平方メートル以内のもの	38,000 円
	床面積の合計が 200 平方メートルを超える 500 平方メートル以内のもの	60,000 円
	床面積の合計が 500 平方メートルを超える 1,0 00 平方メートル以内のもの	154,000 円
	床面積の合計が 1,000 平方メートルを超える 2 ,000 平方メートル以内のもの	210,000 円
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超える 5 ,000 平方メートル以内のもの	370,000 円
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超える 1 0,000 平方メートル以内のもの	499,000 円
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超える	663,000 円

	50,000 平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	1,082,000 円
(4)	既存の 1 の 建築物について て 2 以上の工 事に分けて用 途の変更に伴 う工事を行う 場合の制限の 緩和に係る全 体計画の認定 申請手数料（ 第 4 号に規 定するものを 除く。）	床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの 床面積の合計が 30 平方メートルを超えて 100 平 方メートル以内のもの 床面積の合計が 100 平方メートルを超えて 200 平方メートル以内のもの 床面積の合計が 200 平方メートルを超えて 500 平方メートル以内のもの 床面積の合計が 500 平方メートルを超えて 1,0 00 平方メートル以内のもの 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えて 2 ,000 平方メートル以内のもの 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えて 5 ,000 平方メートル以内のもの 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えて 1 1,540,000 円 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えて 2 ,100,000 円 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えて 5 ,700,000 円 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えて 1 4,990,000 円 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えて 6 ,630,000 円

	50,000 平方メートル以内のもの 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	1,082,000 円
既存の 1 の 建築物について 2 以上の工 事に分けて用 途の変更に伴 う工事を行う 場合の制限の 緩和に係る全 体計画の変更 認定申請手数 料（第 45 号 に規定するも のを除く。）	床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの 床面積の合計が 30 平方メートルを超えるもの 床面積の合計が 100 平方メートル以内のもの 床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの 床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの 床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,0 00 平方メートル以内のもの 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えるもの 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えるもの 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの	9,000 円 31,000 円 38,000 円 60,000 円 154,000 円 210,000 円 370,000 円 499,000 円 663,000 円

50,000 平方メートル以内のもの 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	1,082,000 円
建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合	60,000 円 使用期間が 3 月を超える場合（使用期間が 1 年を超える場合には、次に掲げる場合を除く。）
する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	120,000 円 使用期間が 1 年を超える場合（国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により 1 年を超えて使用する特別の必要があるものに限る。）
	160,000 円

め、同表の備考に次の1項を加える。

3 第44号から第47号までに規定する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を増築し、改築し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途の変更に係る部分の床面積
- (2) 認定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を増築し、改築し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。